

令和 7 年度

大阪市立北粉浜小学校

「学校いじめ防止基本方針」

令和 7 年 4 月 改訂

令和7年度 大阪市立北粉浜小学校 「学校いじめ防止基本方針」

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的、または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（ いじめ防止対策推進法 第2条 ）

2. 本校の基本方針のポイント

上記の考えをもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、心豊かにたくましい未来を切り拓く子ども」の育成のために「大阪市立北粉浜小学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本ポイントとして、以下の点をあげる。

- ① いじめを絶対に許さない学校の雰囲気づくりに取り組む。
- ② 未然防止・早期発見に努める。
- ③ 家庭・地域との連携に努める。

3. いじめの未然防止についての取組

< 基 本 姿 勢 >

いじめは、どの児童にも起こり得る、どの児童も被害者にも加害者にもなり得るという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための取組を全教職員で行う。

(1) 授業改善について

- ① 人権教育・道徳教育の充実を図り、規範意識や集団の在り方についての学習を深めるとともに、自尊感情の育成に努める。
- ② 体験教育を通して、達成感を味わえる教育を推進する。
- ③ 特別活動を通して、規範意識や協力できる集団を育成する。
- ④ 教員の指導力の向上めざし、公開授業に取り組む。

(2) 自己有用感を高めるために

- ① 学級活動を通して、子どもがいじめ問題を自分のこととして考え自ら活動できる集団づくりに努める。また、一人一人が活動することができる活動を充実させる。
- ② 学校行事・児童会活動を通して、自分のよさや友達のよさを認め合える学習思いやりやボランティア活動の大切さを学ぶ学習を深める。

人とのつながりを感じることでできる集団づくりに努める。

児童を認め、誉める指導を充実させる。

(3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気醸成

- ① 校内研修を通して、子どものＳＯＳのサイン、問題行動への対応のスキルを全教職員が身につける。
- ② 学級・学年では、人とのつながりを大切にし互いのよさを認め合う集団づくりに努める。
- ③ 学校全体、児童を認め、誉める指導を実践する。
- ④ 「学校安心ルール」を周知し、活用を図る。

4. いじめの早期発見についての取組

< 基 本 姿 勢 >

いじめは、大人の気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から関わりを持ちいじめを隠したり、軽視したりすることなく、積極的に認知する。

- ① 児童の見守りや信頼関係の構築を図る。
- ② 連絡帳・日記等の活用を図る。
- ③ 学期に１回ずつ、定期的にいじめに関するアンケートを実施する。

5. いじめの早期解決についての取組

< 基 本 方 針 >

発見・通報を受けた場合、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。

被害児童を守り通すとともに、教育的配慮のもと、毅然とした態度で加害児童を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上
児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- ① 学年部会・児童理解研修会で実態の把握に努める。
- ② 「いじめ対策委員会」で指導方針の検討する
- ③ 関係諸機関と連携してケース会議を持つ。

6. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

○ 教育相談体制—学級担任だけでなく、全教職員が、スクールカウンセラー
スクールソーシャルワーカーと連携して、教育相談体制を作る。

○ 生活指導体制—人権教育推進委員会（生活指導部会・いじめ対策委員会）が
中核となり、組織的な対応を行う。

※ 「いじめ対策委員会」(生活指導部会・人権教育推進委員会)構成員

【委員長】校長・教頭・教務主任・生活指導部長・養護教諭・保健主事

人権教育主担者・外国人教育主担者・特別支援教育コーディネーター・学年主任

○ 校内研修—スクリーニングシートを用いて、定期的に見童理解研修会を行う。

(2) 保護者や地域・関連機関との連携

P T A役員会・P T A実行委員会、学校協議会、地域活動協議会等と連携

教育委員会、警察、子どもサポートネット、こども相談センター等との連携

(3) 取組内容の検証

学期に1回ずつ、いじめに関するアンケートを実施する。

運営に関する計画で検証する。(いじめの解消率 等)

7. 重大事案への対処

「生命、心身、または、財産に重大な被害が生じた疑い」

「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い」等があった場合は

速やかに、大阪市教育委員会 事務局 指導部に報告し

連携して、調査、および対応を行う。

いじめ事案発生時の対応の流れ

